

# 11月はケアラー月間です

共生社会推進課 ☎048(473)1449

ケアラーとは、ケアが必要な家族や身近な人の介護、看病、養育、世話などを無償で行う人のことをいいます。

埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、「誰かを支えるあなたも支える」をテーマにケアラーが孤立しない社会の実現を目指して、ケアラーの周知やさまざまな支援を行っています。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



▲県ホームページ

## ヤングケアラーを知っていますか？

子ども家庭総合支援室(子ども支援課内) ☎048(456)5362

### ヤングケアラーとは

ケアが必要な家族や身近な人に対して、大人が担うようなケアを引き受け、無償で介護、看護、世話、援助などを行っている18歳までの人のことをいい、主に次のようなサポートを日常的にしている人をいいます。

料理	幼いきょうだいの世話	世話や見守り	通訳
			
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

### ヤングケアラーを支援するための家事支援事業を実施しています

市では、家事や家族の世話などを日常的に担っているヤングケアラーが、健やかに成長できる環境を整えるため、各家庭にヘルパーを派遣する事業を実施しています。

**対象** 市内在住で、日常的に家事や家族の世話などを担っている18歳までのヤングケアラーがいる世帯

**支援内容** 家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)

▼そのほか、必要な支援があると判断した場合は、関係機関につなぐことがあります。

**支援期間** 原則、週に2回まで(1回につき2時間以内、3か月間) **費用** 無料

**申込み** 電話または直接、子ども支援課へ

▼利用申請後の審査により、利用の可否を決定します。

## 文化体験道場の参加者募集中!

生涯学習課 ☎048(473)1134

種目	とき	ところ	対象	定員
邦舞踊 (全3回)	令和7年1月18日(土)・25(土)、2月1日(土) 10時~11時30分	総合福祉センター	小学1~6年生	10人
太鼓 (全3回)	令和7年1月19日(日)・26日(日)、2月2日(日) 10時~11時30分	クラブ中野	小学4~6年生	15人



▲申込みフォーム

**講師** 志木市文化協会

**申込み** 12月23日(月)までに申込みフォームまたは申込書に必要事項を記入のうえ、生涯学習課へ